第１章　総則

（目的）

第１条　北海道農政部所管の請負工事の施工に際し、契約書及び設計図書（以下、「契約図書等」という。）に基づき、契約の適正な履行の確保を図り、工事が円滑に進められるよう、別に定めがあるもののほか、請負工事の監督に必要な事項について定めるものとする。

（工事監督員の指定等）

第２条　この要領において、総括監督員及び主任監督員以外の監督員を指す場合は「監督員」といい、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称して「工事監督員」と呼称する。

２　支出負担行為担当者は、担当課長又は耕地出張所長等（以下、「担当課長等」という。）の上申に基づき、次表の区分に応じて請負工事の工事監督員を工事の契約ごとに指定するものとする。

項目 名称	対象職員	対象工事
総括監督員	監督業務を指導監督する立場の管理職	全ての工事
主任監督員	監督業務を本務とする係長、主査以上職	全ての工事（５００万円未満の技術的に容易なものを除いた工事）
監　督　員	監督業務を本務とするすべての職員	全ての工事

３　支出負担行為担当者は、監督員を２名以上指定し監督員の職務を分担させるときは、分担させる職務の範囲を各々の監督員に指示するものとする。

４　工事監督員は、当該工事目的物の引渡しをもって解任される。

５　担当課長等（旅行命令権者）は、必要のある場合は、旅行命令により、当該工事の工事監督員以外の職員に監督業務をさせることができる。この場合、旅行命令をもって工事監督員の指定を受けたものとみなし、帰庁復命をもって解任される。

（工事監督員の一般的職務）

第３条　工事監督員は、契約図書等及び工事用設計図書により、工事の請負契約の内容を十分理解し、受注者に対して適正な指示を行うものとする。

２　工事監督員は、この要領に定める指示、承諾、協議、報告は全て書面（書面の定義は農業土木工事共通仕様書による）で行うものとする。

３　工事監督員は、設計変更事由（重要な変更を除く）が生じ、契約変更手続きを行

う前に、受注者に作業を行わせる場合においては、書面で指示を行うものとする。
4　工事監督員は、工事の円滑な施工を図るため、あらかじめ工事の施工に必要な諸手続等の処理を確認しなければならない。
5　工事監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げる行為をしてはならない。
6　工事監督員は、監督上知り得た受注者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

（総括監督員及び主任監督員）

第４条　第２条第２項に規定する総括監督員は、主任監督員及び監督員を総括し指揮指導するとともに、この要領に規定する監督業務のうち、特に重要な業務を行うほか前条第３項の決裁権者とする。
2　総括監督員は、必要に応じて主任監督員又は監督員からの報告事項及び主任監督員又は監督員への指示事項について支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求めるものとする。
3　第２条第２項に規定する主任監督員は、この要領に規定する監督員の業務を指揮指導するものとする。
4　主任監督員は、施工計画及び工程管理を確認して、必要に応じて受注者に対して指示事項についての報告を求めるものとする。
5　主任監督員は、その他特に重要なものについては、総括監督員に報告することとする。

（工事監督員の業務報告）

第５条　工事監督員は、監督業務の遂行に当たり、支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求める必要があると認めるときは、その内容に意見を付して報告し、指示を受けるものとする。この場合において監督員は主任監督員及び総括監督員を経由して報告し、指示を受けるものとする。

（工事監督員の服務）

第６条　工事監督員は、この要領に規定する業務を行うに当たっては、上司の職務上の指示に従うものとする。

第２章　工事の監督

（施工計画等の打合せ）

第７条　工事監督員は、工事の実施に先立ち、受注者の提出する施工計画書に基づいて受注者と施工方法、工程、施工管理、安全管理等について詳細な打合せを行い、必要な指示を行うものとする。なお、工事の期間中において、施工計画の変更及び再確認等が生じた場合も同様とする。

（重点的監督事項）

第８条　監督員は、現地及び書類において次の重点的監督事項について検査・確認等を行い、主任監督員を経由し、総括監督員に報告すること。

（１）契約図書等で監督員の立会又は検査を行うことを指定されている事項
（２）受注者の工事測量に基づく施工区域及び主要構造物の位置等
（３）工事目的物の機能に影響が大きい部分で、かつ写真等でも判断が困難なもののうち、技術的検討を要する箇所
（４）受注者から災害防止、その他工事の施工上必要な臨機の処置について意見を求められた事項又は自らその必要を認めた事項
（５）工事施工中、受注者から現地での技術的判断を求められた事項

２　工事監督員は、前項の重点的監督事項のうち設計図書に明示した事項（段階確認事項等）及び受注者から要請された事項の詳細について、受注者から施工計画書（施工管理計画）の提出を受け、確認しなければならない。

監督体制強化工事の場合、設計図書に明示した事項（段階確認事項等）の他、工事内容、現場条件等を勘案し、重点的監督を実施すること。

（協議及び措置等）

第９条　工事監督員は、契約図書等で定めているものについて協議、措置等を行うほか、次の事項の場合は、立会いするなどして状況を確認し、受注者と協議の上、工事の変更、工事の中止、工期の変更など必要な措置を講じなければならない。
（１）工事現場の災害その他異常事態が発生したとき
（２）工事の遂行に関して支障となる事実が確認されたとき又は紛争の起こるおそれのあるとき

（工程の管理）

第10条　工事監督員は、工事工程表や工事月報等により工事の進ちょく状況について把握し、受注者の責めにより工事が著しく遅延した場合は、受注者と工事の促進に関して協議し、必要と認められる場合は工事促進の指示をしなければならない。

２　工事監督員は、前項の工事促進の指示にもかかわらず、工事が遅延し、工期内に完成しないと認められるときは、第５条の規定により処理するものとする。

３　工事監督員は、他の工事が施工上密接に関連する場合において必要がある時は、その関連する工事との調整を行うものとする。

４　工事監督員は、複数の工事を監督する場合で、かつ工程上監督業務に支障が生じる場合は、工程について受注者と協議し、受注者の業務を妨げない範囲で調整を行うものとする。

（書類の承諾等）

第11条　工事監督員は、必要があるときは変更図面、施工図、詳細図等を作成して交付し、又は受注者が作成したこれらの書類を審査して承諾しなければならない。

２　工事監督員は、受注者から構造等の変更に関する協議があった場合、変更しようとする構造物を設計した建設コンサルタントによる構造照査を行わせ、これらの書類を審査して適当と認められるときに承諾することができるものとする。

（書類等の整理）

第12条　工事監督員は、工事用設計図書、工事工程表、受注者から提出された書類及

び自己が作成した指示書や報告書等について、その経過を明らかにし、常に整理しておかなければならない。

（残存物件等の処理）

第13条　工事監督員は、工事の施工に伴って生じた発生物件又は残存物件については、受注者に場所を指定して集積させ、残存物件等調書の提出を求め、又は自ら確認の上、第５条の規定により処理するものとする。

（成績評定表の作成）

第14条　工事監督員は、支出負担行為担当者から工事監督員の指定があった後、速やかに「工事施行成績評定表」の該当項目を定め、受注者に対し説明するものとする。また、工事が完成したときは速やかに「工事施行成績評定表」を作成し、検査員を経由して支出負担行為担当者に提出しなければならない。

ただし、複数の工事監督員が指定されている場合は、工事監督員相互の協議の上で作成するものとする。

（検査の立合い）

第15条　工事監督員は、でき形部分等の検査及び完成検査に当たって、検査員が、検査に必要な準備を要請し、又は立会いを求めたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第16条　この要領は公表するものとし、その方法については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成１３年３月２９日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。